

和歌山県監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月5日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	令和5年12月25日
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県新宮警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

東牟婁振興局新宮建設部

長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事について、覆工コンクリートに空洞が存在し、厚さが不足している施工不良が判明した。

当該工事について、現場確認と進捗管理が不十分であったことに関する検証を含め、施工不良の原因究明を徹底して行い、今後このような事態が生じることのないよう、再発防止に万全を期されたい。

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局健康福祉部

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

(ア) 収入調定において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 調定の時期を遅延し、日付を遡り調定していた。
- b 年度を越えて調定していた。

(イ) 随時の資金前渡による消耗品の購入において、履行確認がなされていない事例があったので、

適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局農林水産振興部

旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局串本建設部

(ア) 現金の取扱いにおいて、収納員の現金出納簿を備えていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 行政財産の使用許可について、行政財産使用許可台帳を備えていなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) ETCカードを紛失していたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(エ) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 新宮港港湾保安警備業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたため、適正に処理されたい。

(イ) 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立串本古座高等学校

負担金の支出負担行為において、契約を締結しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立新宮高等学校

外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立新翔高等学校

行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。